主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竹中知之の上告趣意第一点は、検察官に上訴権を認めた刑訴法三五一条は 憲法三九条に違反するというが、その理由のないことはすでに当裁判所昭和二五年 一一月八日大法廷判決(刑集四巻一一号二二一五頁)の明らかにするところであり、 同第二点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて適法な上告理由にあたらな い。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四五年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

ā	裁判長裁判官	城	戸	芳		彦
	裁判官	色	Ш	幸	太	郎
	裁判官	村	上	朝		_
	裁判官	岡	原	昌		男